

千葉県報

号外
令和4年12月28日

号外第70号

令和4年12月28日(水曜日)

千葉県社会福祉センター管理規則をここに公布する。

主要目次

千葉県社会福祉センター管理規則	一
千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則	二
使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則	二
千葉県財務規則の一部を改正する規則	三
公安委員会規則	三
千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	三
企業局管理規程	三
千葉県水道事業給水条例施行規程の一部を改正する管理規程	三

規則

千葉県社会福祉センター管理規則をここに公布する。
令和四年十二月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第八十九号

千葉県社会福祉センター管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県社会福祉センター設置管理条例(令和三年千葉県条例第三十四号。以下「条例」という。)第六条、第十条及び第十三条の規定により、千葉県社会福祉センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 知事は、条例第四条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

第三条 条例第六条の規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- 一 研修室
- 二 会議室
- 三 講師控室
- 四 附帯設備

(利用の申込み)

第四条 条例第七条第一項の承認を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に、指定管理者が定める申込書を指定管理者に提出しなければならない。

- 一 社会福祉を目的とする事業等の推進のために利用する地域住民等 利用を開始しようとする日(以下「利用の日」という。)前三月の日の属する月の初日から利用の日の三日前まで
- 二 前号に掲げる者以外の者 利用の日前一月の日の属する月の初日から利用の日の三日前まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、同項に規定する期間以外であっても同項の申込書を受け付けることができる。

(利用の承認)

第五条 指定管理者は、条例第七条第一項の承認をしたときは、承認書を申込者に交付するものとする。

(利用の取消し及び変更)

第六条 前条の規定によりセンターの研修室等の利用の承認を受けた者は、当該承認に係る研修室等の利用の全部若しくは一部を取り消し、又はその利用の目的若しくは方法を変更しようとするときは、指定管理者が定める届出書により直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(開館時間)

第七条 センターの開館時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 福祉情報センター 午前九時から午後五時まで
 - 二 前号に掲げる施設以外の施設 午前九時から午後九時まで
- 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、知事の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第八条 センターの休館日は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 福祉情報センター 次に掲げる日
 - イ 定期休館日 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)
 - ロ 年始休館日 一月一日から三日まで
 - ハ 年末休館日 十二月二十九日から三十一日まで
- 二 臨時休館日 特別の事情により、指定管理者が休館を必要と認めて、知事の承認

を受けて定めた日

二 前号に掲げる施設以外の施設 同号ロからニまでに掲げる日

2 前項の休館日であっても、指定管理者が特に必要と認めた場合は、知事の承認を受けて、センターの全部又は一部を開館することができる。

(知事が管理する場合の特例)

第九條 条例第十二条第一項の規定により知事がセンターの管理の業務の全部又は一部を行う場合において、当該業務に第四条から第六条まで、第七条第二項又は前条に規定する業務のいずれかが含まれるときにおけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、同項中「知事の承認を受けて、開館時間」とあるのは「開館時間」と、同条第一項第一号ニ中「知事の承認を受けて定めた日」とあるのは「定めた日」と、同条第二項中「知事の承認を受けて、センター」とあるのは「センター」とする。

2 条例第十二条第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行う場合であつて、当該業務に第四条に規定する業務が含まれるときにおいては、知事が当該業務を行うこととなつた日において現に同条第一項の規定により指定管理者に対して行つて利用の申込みは、当該日以後においては、前項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により知事に対して行つて利用の申込みとみなす。

3 条例第十二条第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行つた後指定管理者が当該業務を行うこととなつた場合においては、指定管理者が当該業務を行うこととなつた日において現に第一項の規定により読み替えて適用する第四条第一項の規定により知事に対して行つて利用の申込みは、当該日以後においては、同項の規定により指定管理者に対して行つて利用の申込みとみなす。

(委任)

第十條 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第二条の規定による指定管理者の指定をした旨の告示は、この規則の施行前においても行うことができる。

千葉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第九十号

千葉県税条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県税条例施行規則(平成十九年千葉県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一号中「第六十条第一項」を「第五十八条第二項に規定する自動車検査証記録事項(以下「自動車検査証記録事項」という。)が記載された書面その他同法第六十条第一項」に、「の写し」を「に準ずる書類で知事が適当と認めるもの」に改める。
第五十六条の三第一号イ、第四号及び第五号イ、第五十八条第一号並びに第六十一条第三号、第四号イ及び第五号イ中「自動車検査証の写し」を「自動車検査証記録事項が記載された書面その他自動車検査証に準ずる書類で知事が適当と認めるもの」に改める。
第六十七条の表第二十一号中「第八十条第八項」を「第八十条第九項」に改める。
別記第百十四号様式中「減80※減8減」を「減80※減9減」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県税条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第九十一号

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

使用料及び手数料条例施行規則(昭和三十一年千葉県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一家畜保健衛生手数料の項の次に次のように加える。

社会福祉センター附帯設備使用料	舞台設備	講演台	一	卓	八百四十円
	照明器具	持込器具	一	電源一キロワットにつき	百五十円
音響装置	再生機器		一	式	千四百六十円
	ワイヤレスマイクロホン		一	チャンネル	二千五百九十円

映写設備	卓上型マイクスタンド	一	本	百五十円
	床上型マイクスタンド	一	本	二百五十円
液晶プロジェクターA	液晶プロジェクターA	一	台	三千二百二十円
	液晶プロジェクターB	一	台	五百三十円
移動型液晶プロジェクターA	移動型液晶プロジェクターA	一	台	千五十円
	移動型液晶プロジェクターB	一	台	五百三十円

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第九十二号

千葉県財務規則の一部を改正する規則

千葉県財務規則(昭和三十九年千葉県規則第十三号の二)の一部を次のように改正する。

第五十八条の二第六項に後段として次のように加える。

この場合において、当該電磁的記録は、当該領収済通知書とみなす。

第五十九条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、当該電磁的記録は、当該領収済通知書とみなす。

第六十三条に次の一項を加える。

3 継続費又は債務負担行為に基づく支出負担行為及びその額の増減については、前各項の規定にかかわらず、別に定める。

第五十八号中「同条第二項」を「第五十四条中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該領収済通知書により通知すべき事項を記録した電磁的記録は、当該領収済通知書とみなす」と、第五十五条第二項」に改める。

第二百九条第二項を削る。

第二百三十七条の次に次の一条を加える。

(電子計算組織を使用する方法により行う調定等)

第二百三十七条の二 第三十八条第一項の規定による調定、第四十一条第一項の規定による取消し若しくは増減、第五十条第一項から第三項までの規定による繰越し、第五十一条の規定による整理、第六十条第一項の規定による戻入、第六十一条第一項の規定による

更正、第六十三条第一項の規定による支出負担行為、同条第二項の規定による増減、第六十五条第一項の規定による支出命令、第八十八条第一項において読み替えて準用する第六十五条第一項の規定による戻出命令、第八十九条第一項の規定による更正、第四十条第一項の規定による決定、同条第三項の規定による取消し、第四百四十一条第一項の規定による更正又は第四百四十五条第一項の規定による決定については、これらの規定にかかわらず、別に定めるものを除き、電子計算組織を使用する方法により行うことができる。この場合において、電子計算組織を使用して作成したこれらの規定による帳票に記載すべき事項を記録した電磁的記録は、当該帳票とみなす。

附則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。

公安委員会規則

千葉県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月28日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明

千葉県公安委員会規則第10号

千葉県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

千葉県道路交通法施行規則(昭和35年千葉県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「自動車検査証の写し」を「自動車検査証記録事項(道路運送車両法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。)が記載された書面」に改める。

第4条の2第1項第2号中「自動車検査証の写し」を「自動車検査証記録事項が記載された書面」に改める。

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

企業局管理規程

千葉県水道事業給水条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和四年十二月二十八日

千葉県企業局長 山口 新一

千葉県企業局管理規程第十二号

千葉県水道事業給水条例施行規程の一部を改正する管理規程

千葉県水道事業給水条例施行規程(昭和四十六年千葉県水道局管理規程第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の見出しを「(料金の納期限及び納付方法)」に改め、同条第一号口中

「(以下この号において「休日」という。)」を削り、同号ハを削り、同条に次の一項を加える。

2 条例第二十三条第一項及び第三項に規定する料金は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより納付するものとする。ただし、局長が必要と認めるときは、この限りでない。

一 口座振替の方法

二 納付書による方法

三 指定納付受託者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する方法

別記第三号様式中「2 書印納付」を「2 書印納付」に改める。

3 クレジットカード

別記第九号様式中「2 書印納付」を「2 書印納付」に、「3」を

3 クレジットカード

「4」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和五年一月六日から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程の施行前に、改正前の千葉県水道事業給水条例施行規程の規定により調製した用紙は、この管理規程の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

購読料 本号 一部 一二円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千 葉 県
〇四三(二二三)二六五八